

# 第1章

## 計画の基本的事項

環境基本計画改定の背景、目的、位置づけなど、  
行橋市環境基本計画の基本的な事項を明らかにします。

- 1 計画改定の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 対象とする範囲
- 6 計画の主体
- 7 計画の全体構成

# 1 計画改定の背景

## (1) 環境問題の動向

近年、大量生産・大量消費型の社会経済活動により、地球温暖化<sup>\*</sup>や廃棄物問題、野生生物の生息・生育環境の悪化・消失、生態系<sup>\*</sup>の劣化による生物多様性<sup>\*</sup>の危機といった環境問題が地球規模で進行しています。

本市においても、有害化学物質<sup>\*</sup>や不適正な廃棄物処理による地球環境の汚染問題、人間活動による生活環境や自然環境の悪化の問題に対し、市民・事業者・行政が一体となり様々な対策を講じているものの、近年の複雑化・多様化した環境問題に対しての総合的な解決には至っておりません。

こうした現状を踏まえ、微小粒子状物質（PM2.5）<sup>\*</sup>など人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減される安全・安心な社会を目指し、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した低炭素社会<sup>\*</sup>、3R（リデュース：削減、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を通じた資源循環型社会<sup>\*</sup>、自然の恵みの享受とそれを継承させる自然共生社会の構築に向けて、総合的に取り組んでいくことが求められています。

\*微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に浮遊する粒子のうち、粒径 2.5 μm 以下のもの。粒径が極めて小さいため肺の奥まで入り込みやすく、人の健康への影響が懸念されている。

## (2) 行橋市のこれまでの取組み

行橋市では、平成 15 年 3 月に「行橋市環境基本条例」を制定し、平成 18 年 3 月には「行橋市環境基本計画」を策定したほか、市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減を目的とする「行橋市地球温暖化対策実行計画」や、循環型社会の形成を目指して廃棄物行政を推進するための「行橋市ごみ処理基本計画」、「行橋市地域省エネルギービジョン」「行橋市地域公共交通計画」などに基づき、施策を進め環境の改善に努めてきました。しかし、近年環境を巡る問題は複雑化・多様化しており、それに伴い関係法令や、社会・経済の動向も大きく変化してきました。

現在、本市では「第 5 次行橋市総合計画（平成 24 年度～平成 33 年度）」において、環境保全、地球温暖化対策、廃棄物対策を市内の関係部署が連携・協力して取り組み、「魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし」の実現を目指すこととしています。

### 行橋市環境基本条例 第 7 条（抜粋）

市は、市が実施する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

※「資料編 7 用語解説」に用語の解説を掲載しています。

## 2 計画の目的

本計画は、環境の保全と創造に関する長期的な目標及び施策のあるべき方向性を明確にし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

そこで、本計画では、環境基本条例の基本理念に基づき、本市が目指す望ましい環境像を掲げるとともに、環境の保全及び創造の方向性を明確にし、市、事業者、市民の自主的かつ積極的な取り組みを定めています。

### 行橋市環境基本条例に掲げる4つの基本理念

#### 基本理念1

環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これらを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

#### 基本理念2

環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべてのものの積極的な取り組みによって行わなければならない。

#### 基本理念3

地球環境の保全及び創造は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保するうえで極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

#### 基本理念4

市民、事業者及び市は、環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取り組みを行わなければならない。

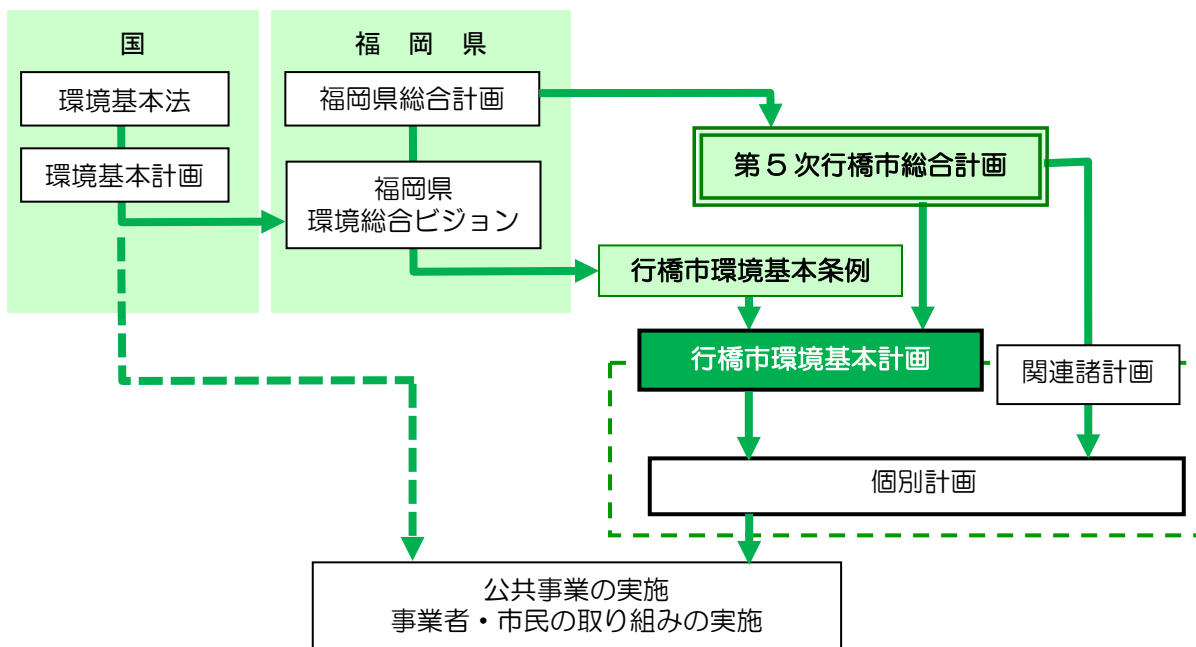
# 3 計画の位置づけ

本計画は、行橋市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向を示すものです。

本市における環境施策を総合的かつ計画的に推進し、同条例に掲げる基本理念の具体化を図ることを目的とするとともに、本市まちづくりの指針である「第5次行橋市総合計画」を環境の視点から実現していく役割を担います。

本市のまちづくり、各種施策の環境に関わる全ての事項については本計画の方向に沿って策定・推進されます。

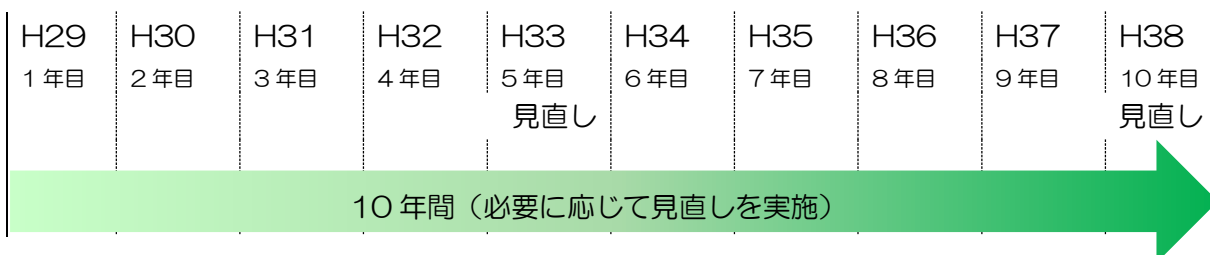
### ■ 行橋市環境基本計画の位置づけ



# 4 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とし、目標の達成状況を検証し、概ね5年後に見直しを行うものとします。

また、環境に関する課題や、社会情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じた見直しは随時おこなっていきます。

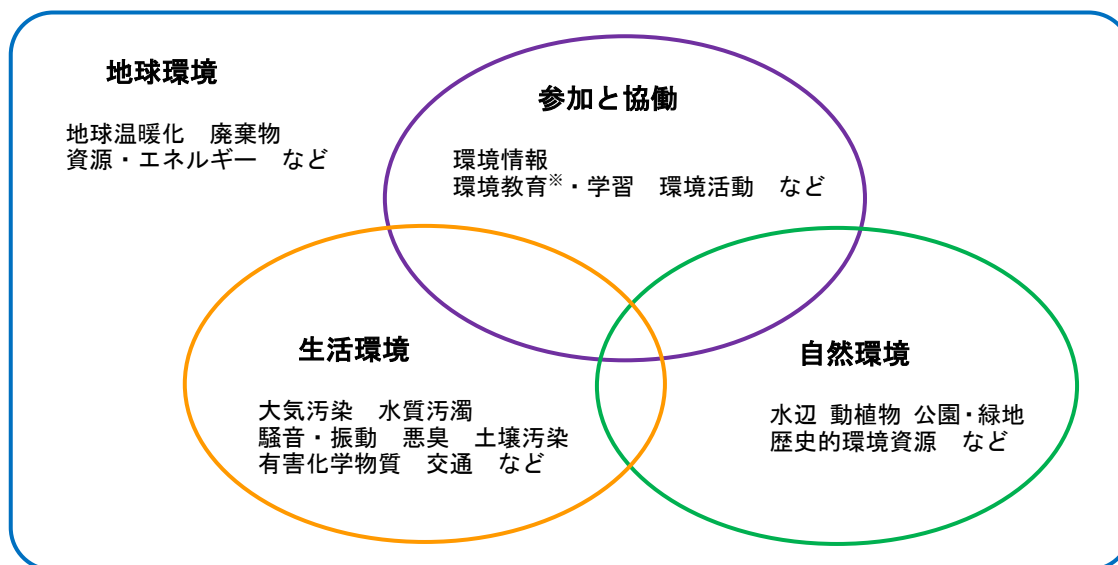


## 5 対象とする範囲

私たちが接する環境は、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの公害問題、自然・生態系の保全、廃棄物問題、景観及び歴史文化遺産の保全などから地球環境問題まで幅広く、それぞれが複雑に関連しています。

本計画で対象とする環境の範囲は、生活環境、自然環境、参加と協働及び地球環境の4つとしています。

### ■ 対象とする範囲



## 6 計画の主体

本計画の推進は、市、事業者及び市民が主体となって担い、それぞれの役割を果たすとともに、市、事業者及び市民の3者が連携・協力して進めていきます。

主体	主な役割
市	施設の整備等の事業や日常の業務を行うにあたり、環境配慮に努めることはもとより、事業者及び市民が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を促進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。
事業者	事業活動において、法令に定められた事項を厳守するほか、ごみの減量化、再生資源の積極的な利用等、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境活動に積極的に参加します。
市民	市民一人ひとりが人と環境との関わりについて関心と理解を深め、日常生活の中で環境配慮を、できることから実践するとともに、環境活動に積極的に参加します。

※「資料編 7用語解説」に用語の解説を掲載しています。

# 7 計画の全体構成

本計画の全体構成は次のようになります。

## 【将来像】

緑と水を大切にし  
快適に暮らせる  
環境共生都市

## 【基本目標】

- 1 資源・エネルギーを大切にした循環型のまち (地球環境)
- 2 健康で安心して暮らせるまち (生活環境)
- 3 自然や文化を身近に感じられるまち (自然環境)
- 4 みんなで快適な環境づくりに取り組むまち (参加と協働)

## 【基本施策】

- 1-1 地球温暖化対策の推進
- 1-2 新エネルギーの導入
- 1-3 循環型まちづくりの形成
- 2-1 河川や海の水質をきれいにしよう
- 2-2 空気をきれいにしよう
- 2-3 騒音・振動や有害化学物質による汚染を防ごう
- 2-4 魅力ある街並みを育てよう
- 3-1 水辺を守ろう
- 3-2 農地や森林を守ろう
- 3-3 さまざまな生き物を守ろう
- 3-4 歴史や文化を大切にしよう
- 4-1 環境に関する情報を蓄えよう
- 4-2 環境教育・学習を進めよう
- 4-3 活発な環境活動を進めよう